

亀山市告示第54号

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成28年亀山市告示第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（目的） 第1条 この告示は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助及び子育て支援が必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣するなどして、必要な支援を行うこと</p>	<p>（目的） 第1条 この告示は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合若しくは生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣するなどして、必要な<u>介護、保</u></p>

によって、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「ひとり親家庭等日常生活支援事業」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第17条に規定する母子家庭日常生活支援事業、法第31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業及び法第33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。

2 この告示において「児童」とは、おおむね生後6箇月を超え満20歳に満たない者をいう。

(事業の委託)

第3条 市は、この事業の一部を法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体等（以下「受託団体」という。）に委託することができる。

(派遣の対象)

第4条 家庭生活支援員（第10条第1項の規定による認定を受けた者に限る。以下同じ。）の派遣の対象は、次の各号に掲げる要件を満たすひとり親家庭等であって、市長が必要と認めた世帯とする。

[ (1) 及び (2) 略 ]

育等の支援を行うことによって、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第17条に規定する母子家庭等日常生活支援事業、法第31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業及び法第33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。

2 この告示において、「児童」とは、おおむね生後6箇月を超え満20歳に満たない者をいう。

(事業の委託)

第3条 市は、この事業の一部を法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体（以下「受託団体」という。）等に委託することができる。

(派遣の対象)

第4条 家庭生活支援員（第10条第1項による認定を受けたものに限る。以下同じ。）の派遣の対象は、次の各号に掲げる要件を満たすひとり親家庭等であって、市長が必要と認めた世帯とする。

[ (1) 及び (2) 略 ]

(支援の内容等)

第5条 [略]

2 前項の支援は、生活援助及び子育て支援に区分し、その派遣場所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

(1) 生活援助 家庭生活支援員の派遣を受けるひとり親家庭等の居宅

[ (2) 略]

(家庭生活支援員の派遣等)

第6条 [略]

2 家庭生活支援員の派遣時間は、前条第2項第1号の生活援助にあつては1時間を、同項第2号の子育て支援にあつては2時間（連続して2時間を超えて行う場合における2時間を超える部分については1時間）を単位とし、1日につき8時間以内とし、かつ、1年につき10日以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲内で1日当たりの派遣時間を延長することができるものとする。

(派遣対象の認定申請等)

(支援の内容等)

第5条 [略]

2 前項の支援は、生活援助及び子育て支援に区分し、その派遣場所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

(1) 生活援助 家庭生活支援員の派遣を受ける者（以下「利用者」という。）の居宅

[ (2) [略]

(家庭生活支援員の派遣等)

第6条 [略]

2 家庭生活支援員の派遣時間は、生活援助にあつては1時間を、子育て支援にあつては2時間（連続して2時間を超えて行う場合における2時間を超える部分については1時間）を単位とし、原則として1日につき8時間以内とし、かつ、1年につき10日以内とする。

3 利用者の申請があり、かつ、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲内で1日当たりの派遣時間を延長することができるものとする。この場合において、家庭生活支援員の派遣時間は、前項の規定にかかわらず、1日につき8時間を超えることができるものとする。

(派遣対象の認定申請等)

第7条 [略]

[2～4 略]

5 市長は、前項の変更（取消）届を受理したときは、速やかにその内容を確認した上で、世帯名簿の記載を修正するものとする。

（家庭生活支援員の派遣）

第8条 市長は、派遣対象世帯の要請に基づき家庭生活支援員を派遣するものとする。この場合において、当該要請の内容をひとり親家庭等家庭生活支援員派遣受付簿（様式第5号）により記録し、派遣する家庭生活支援員に通知する。

[項を削る。]

[項を削る。]

第7条 [略]

[2～4 略]

5 市長は、\_\_\_\_\_変更（取消）届を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で、世帯名簿の記載を修正するものとする。

（家庭生活支援員の派遣）

第8条 派遣対象世帯の者は、家庭生活支援員の派遣を必要するときは、ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣申込書（様式第5号）により、受託団体に申し込むものとする。

2 受託団体は、前項の申込書を受理したときは、その内容を確認の上で、速やかに家庭生活支援員の派遣の可否及び支援の内容を決定し、家庭生活支援員の派遣を決定したときは、ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣決定通知書（様式第6号）により当該申込みをした者に通知するとともに、日常生活支援依頼書（様式第7号）により家庭生活支援員に支援を依頼するものとする。

3 家庭生活支援員の派遣について緊急を要すると委託団体が認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、申請書の提出は、前2項の手続による派遣を受けた後に行うことができる。

(費用の徴収)

第9条 市長は、この事業を利用した者から、家庭生活支援員の派遣に要した費用を徴収しない。

[項を削る。]

(家庭生活支援員の認定等)

第10条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者から家庭生活支援員認定申請書（様式第6号）が提出されたときは、その内容を審査した上で、認定の可否を決定し、家庭生活支援員として認定することを決定したときは、家庭生活支援員認定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 生活援助を行う家庭生活支援員  
旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者又は厚生労働省が定める生活援助に関する一定の研修若しくはこれと同等程度と市が認める研修を修了した者
- (2) 子育て支援を行う家庭生活支援員  
保育士若しくは幼稚園教諭免許を有

(費用の負担)

第9条 この事業を利用した者（以下「利用者」という。）は、家庭生活支援員の派遣に要した費用として、別表に定める基準額により算定した額を負担しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき利用者が負担する額（以下「費用負担額」という。）を決定するとともに、利用者に納入通知書を発行し、期日までに費用を徴収するものとする。

(家庭生活支援員の認定等)

第10条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者から家庭生活支援員認定申請書（様式第8号）が提出されたときは、その内容を審査した上で、認定の可否を決定し、家庭生活支援員として認定することを決定したときは、家庭生活支援員認定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 生活援助を行う家庭生活支援員  
訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者又は厚生労働省が定める生活援助に関する一定の研修若しくはこれと同等程度と市が認める研修を修了した者
- (2) 子育て支援を行う家庭生活支援員  
保育士若しくは幼稚園教諭免許を有

する者又は厚生労働省が定める子育て支援に関する一定の研修若しくはこれと同程度と市が認める研修を修了した者

2 市長は、前項の規定により認定した者を家庭生活支援員名簿（様式第8号。以下「支援員名簿」という。）に登載する。

3 家庭生活支援員は、第1項の申請書に記載した内容に変更があった場合は、その変更内容について、家庭生活支援員認定内容変更届（様式第9号）により、速やかに市長へ報告するものとする。

4 市長は、前項の変更届を受理したときは、速やかにその内容を確認した上で、支援員名簿の記載を修正するものとする。

（支援の記録等）

第11条 家庭生活支援員は、支援が終了したときは、家庭生活支援活動記録票（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の記録票を受理したときは、その内容を審査し、適当と認め  
たときは、家庭生活支援員に手当を支

する者又は厚生労働省が定める子育て支援に関する一定の研修又はこれと同程度と市が認める研修を修了した者

2 市長は、前項の規定により認定した者を家庭生活支援員名簿（様式第10号。以下「支援員名簿」という。）に登載するとともに、支援員名簿の写しを受託団体に送付するものとする。

3 家庭生活支援員は、第1項の申請書に記載した内容に変更があった場合は、その変更内容について、家庭生活支援員認定内容変更申請書（様式第11号）により、速やかに市長へ報告するものとする。

4 市長は、支援員名簿の内容に変更があった場合は、速やかにその内容を変更し、支援員名簿の写しを受託団体に送付するものとする。

（家庭生活支援員に対する手当）

第11条 家庭生活支援員は、支援活動が終了したときは、家庭生活支援実施報告書（様式第12号）及び市長が別に定める基準に基づいた日常生活支援手当請求書（様式第13号）を受託団体に提出するものとする。

2 受託団体は、前項の内容を審査し、家庭生活支援員に手当を支給するものとする。

給するものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、派遣対象世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、当該世帯に係る第7条第2項の認定を取り消すことができる。

〔(1)及び(2) 略〕

〔号を削る。〕

(3) 前2号に掲げるもののほか、家庭生活支援員を派遣することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、ひとり親家庭等生活支援員派遣世帯認定取消し通知書(様式第11号)により当該取消しをした世帯の者に通知するとともに、世帯名簿を修正するものとする。

〔条を削る。〕

(関係機関との連携)

第13条 市長は、この事業を実施するに当たり、母子・父子自立支援員、民生委員及び児童委員並びに母子・父子福祉団体等との連携を密にし、ひとり親家庭等の支援を円滑に進めるものと

(認定の取消し)

第12条 市長は、派遣対象世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、当該世帯に係る第7条第2項の認定を取り消すことができる。

〔(1)及び(2) 略〕

(3) 納入の期日を経過した第9条第2項に規定する費用負担額があるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、家庭生活支援員を派遣することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、ひとり親家庭等生活支援員派遣世帯認定取消し通知書(様式第14号)により当該取消しをした世帯の者に通知するとともに、取消しをした世帯に係る登録番号を受託団体に通知するものとする。

(市への報告)

第13条 受託団体は、家庭生活支援実施報告書の写しを市長に提出するものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市長及び受託団体は、この事業を実施するにあたり、母子・父子自立支援員、民生委員及び児童委員並びに母子・父子福祉団体等との連携を密にし、ひとり親家庭等の支援を円滑に

<p>する。</p> <p>(秘密保持)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>(その他)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p>	<p>進めるものとする。</p> <p>(秘密保持)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>(その他)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

別表を削る。

様式第1号を次のように改める。



様式第1号（第7条関係）

年 月 日

ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書

亀山市長

申請者氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣対象世帯として認定を受けたいので、申請します。  
なお、派遣対象世帯の認定にあたり、課税台帳、所得状況、家庭状況等について確認されることに同意します。

申請者の状況	住所	電話（                      ）                      -					
	生年月日	年                      月                      日（                      才）					
	勤務先				勤務先所在地		
	家庭の状況	1. 母子家庭		2. 父子家庭		3. 寡婦	
	世帯の区分	1. 生活保護世帯		2. 市町村民税非課税世帯			
	3. 児童扶養手当支給世帯						
家族の状況	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業（学校等）	備考

該当する事由に○を付してください。

<input type="checkbox"/>	技能習得のための通学、就職活動等自立促進	<input type="checkbox"/>	疾病
<input type="checkbox"/>	出産	<input type="checkbox"/>	看護
<input type="checkbox"/>	事故	<input type="checkbox"/>	災害
<input type="checkbox"/>	冠婚葬祭	<input type="checkbox"/>	失踪
<input type="checkbox"/>	残業	<input type="checkbox"/>	転勤
<input type="checkbox"/>	出張	<input type="checkbox"/>	学校等の公的行事の参加
<input type="checkbox"/>	生活環境等の激変により、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている。		

※市記入欄

所得状況	年所得	円
生活保護受給の有無	有	無
市町村民税課税の有無	課税	非課税
児童扶養手当受給の有無	有	無
世帯の区分	1. 生活保護世帯                      2. 市町村民税非課税世帯 3. 児童扶養手当支給世帯	
登録番号		
登録年月日		

様式第3号から様式第6号までを次のように改める。



年 月 日

ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣対象世帯認定変更（取消）届

亀山市長

申請者氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣対象世帯の登録を変更（取消）したいので、下記のとおり届け出ます。  
なお、派遣対象世帯の登録変更にあたり、課税台帳、所得状況、家庭状況等について確認されることに同意します。

変更内容	変更（取消）理由						
	変更（取消）年月日	年 月 日					
	住所	電話					
	勤務先			勤務先所在地			
	世帯の区分	1. 生活保護世帯                                  2. 市町村民税非課税世帯 3. 児童扶養手当支給世帯					
	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業（学校等）	備考

該当しなくなった事由に○を付してください。

<input type="checkbox"/>	技能習得のための通学、就職活動等自立促進	<input type="checkbox"/>	疾病
<input type="checkbox"/>	出産	<input type="checkbox"/>	看護
<input type="checkbox"/>	事故	<input type="checkbox"/>	災害
<input type="checkbox"/>	冠婚葬祭	<input type="checkbox"/>	失踪
<input type="checkbox"/>	残業	<input type="checkbox"/>	転勤
<input type="checkbox"/>	出張	<input type="checkbox"/>	学校等の公的行事の参加
<input type="checkbox"/>	生活環境等の激変により、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている。		

※市記入欄

所得状況	年所得	円
生活保護受給の有無	有	無
市町村民税課税の有無	課税	非課税
児童扶養手当受給の有無	有	無
世帯の区分	1. 生活保護世帯	2. 市町村民税非課税世帯
	3. 児童扶養手当支給世帯	
登録番号		
登録変更年月日		

様式第5号(第8条関係)

ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣受付簿

受付年月日	年 月 日
受付者氏名	
依頼年月日	
依頼を受けた援助会員氏名	
依頼者氏名	
連絡先	
名簿登録No.(依頼会員No.)	( )
支援の日数(10日以内/年)	日 目
派遣希望日時 ※生活援助1時間、子育て支援2時間。原則 1日8時間以内	年 月 日 時 分～ 時 分
派遣場所	
派遣内容(○をつける)	①乳幼児の保育      ②児童の生活指導 ③食事の世話        ④住居の掃除 ⑤身の回りの世話    ⑥生活必需品等の買物 ⑦医療機関等との連絡 ⑧その他必要な用務(派遣内容詳細に記載)
派遣内容詳細	
派遣対象世帯の状況	

様式第6号（第10条関係）

家庭生活支援員認定申請書

年 月 日

亀山市長

申請者氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員〔子育て支援・生活援助〕に登録したく申請します。

氏 名	
生 年 月 日	(昭和・平成) 年 月 日生 ( 歳)
住 所	
連 絡 先	(電 話) — — (携帯電話) — —
職 業	
登録希望理由	
活動可能地域	
活動可能時間帯等	
資格保有状況 (旧ホームヘルパー、子育て講習受講等)	※資格保有状況が証明できるものを添付すること
備考	



様式第7号及び様式第8号を削り、様式第9号を様式第7号とし、同様式の次に次の2様式を加える。



様式第9号（第10条関係）

家庭生活支援員認定内容変更届

年 月 日

亀山市長

申請者氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

家庭生活支援員認定通知書に記載されている事項に変更が生じたので、下記のとおり変更申請いたします。

認定者氏名	
認定者住所	
登録番号	
連絡先	(電 話)           —           — (携帯電話)       —           —
活動可能地域	
活動可能時間帯等	
資格保有状況	
備考	

(※ 変更があった項目のみ記載してください。)

様式第10号を次のように改める。



様式第11号から様式第13号までを削り、様式第14号を様式第11号とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第9条の規定は、令和4年4月1日以後にこの事業を利用した者について適用し、同年3月31日までにこの事業を利用した者については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。